

事業の流れ

(1) 申込み (市建設課窓口)

工事の着手前に申請してください。

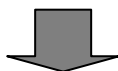
補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して提出してください。

- ・ 収支予算書
- ・ 生け垣設置箇所の位置図
- ・ 生け垣設置の計画図
- ・ 生け垣設置に要する材料費又は工事費の見積書の写し
- ・ 生け垣設置箇所の写真
- ・ その他市長が必要と認める書類



(2) 補助金交付決定 (市建設課 申請者様)

補助金交付申請書の審査が完了した後、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、申請者様に文書で通知します。



(3) 工事着手

補助金の交付決定を受けてから施工業者と契約し、工事に着手してください。

交付決定前の着手は認められません。



(4) 工事完了及び実績報告 (申請者様 市建設課)

工事が完了し、工事代金の支払いが済みましたら、速やかに実績報告書に以下の書類を添付して提出してください。

- ・ 収支決算書
- ・ 施工に要した領収書の写し
- ・ 工事箇所の施工前、施工後の写真
- ・ その他市長が必要と認める書類



(5) 補助金確定通知 (市建設課 申請者様)

実績報告書の審査及び現場調査を行い、補助金の額を決定し、申請者様に文書で通知します。



(6) 補助金の請求及び交付

補助金請求書を提出してください。補助金をご指定の口座に振り込みます。